

■ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）とは

産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」といいます。）とは、排出事業者が産業廃棄物の処理状況を確認するための伝票です。産業廃棄物が適正に処理されたかどうかを確認するため、産業廃棄物の流れに合わせてマニフェストも一緒に移動していきます。マニフェストの交付・確認・保管（5年間）は、排出事業者が自ら行わなければなりません。

産業廃棄物管理票に係る法的手続（法第12条の3）

1 交付の方法（規則第8条の20）

- (1) 産業廃棄物を受託者に引渡す際に、種類ごとに交付すること
- (2) 引渡しに係る産業廃棄物の運搬先が2つ以上である場合、運搬先ごとに交付すること
- (3) 引き渡す産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び受託者の氏名又は名称が、管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること

2 排出事業者の記載事項（法第12条の3第1項・規則第8条の21第1項）

[法第12条の3第1項]

- (1) 産業廃棄物の種類及び数量
- (2) 受託者の氏名又は名称

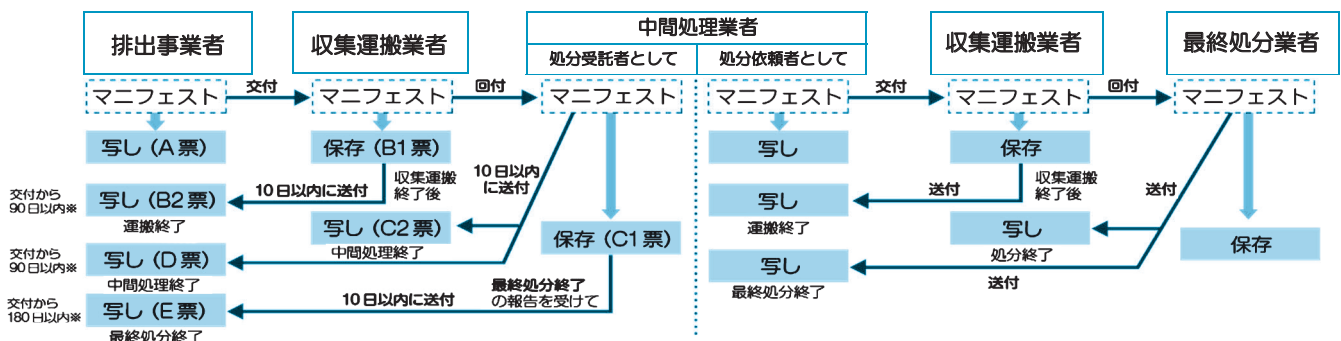
[規則第8条の21第1項]

- (3) 交付年月日、交付番号
- (4) 委託者（排出事業者）の氏名又は名称及び住所
- (5) 排出事業場の名称及び所在地
- (6) 交付担当者の氏名
- (7) 受託者（運搬又は処分業者）の住所
- (8) 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が、産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場合の所在地
- (9) 荷姿
- (10) 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
- (11) 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその数量

3 産業廃棄物管理票の流れ（産業廃棄物が処分業者に直接運搬される場合）

産業廃棄物管理票（7枚複写の例）		送付する期限	産廃	特管
A票	排出事業者の写し			
B1票	収集運搬業者の保存用			
B2票	収集運搬業者から排出事業者に戻送され、運搬終了を確認	運搬終了後10日以内	*90日	*60日
C1票	中間処理業者の保存用			
C2票	中間処理業者から収集運搬業者に戻送され、処分終了を確認			
D票	中間処理業者から排出事業者に戻送され、処分終了を確認	処分終了後10日以内	*90日	*60日
E票	中間処理業者から排出事業者に戻送され、最終処分終了を確認	最終処分通知受領後10日以内	*180日	

* 交付日から返送されるまでの期限



- ・管理票を交付した者は、管理票の写し（A票）を交付した日から5年間保存すること（規則第8条の21の2）
- ・排出事業者は控え（B2, D, E票）の送付を受けた日から5年間保存すること（規則第8条の26）

4 管理票交付者の報告（法第12条の3第7項、規則第8条の27）

排出事業場（工事現場のように同一の都道府県又は政令市の区域内に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、当該2以上の事業場を1の事業場とします。）ごとに、毎年6月30日までにその前年度（4月1日から3月31日まで）1年間の交付状況等を排出事業場を所管する行政機関に産業廃棄物管理票交付等状況報告書「様式第三号」により報告しなければなりません。

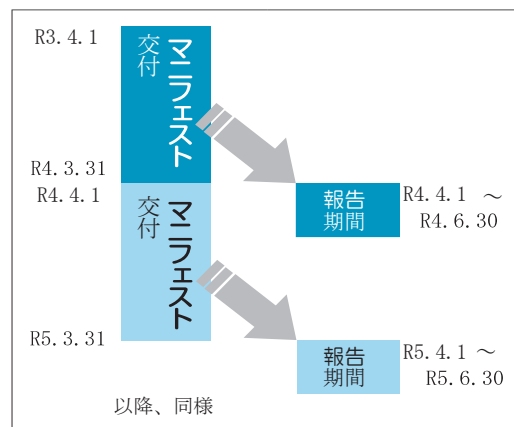
「様式第三号」については、所管の行政機関のホームページなどを参照してください。

また、管理票交付者は収集運搬業者又は処分業者から通知（運搬又は処分を適正に行うことが困難となったとき等）を受けたときは、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じなければなりません。（法第12条の3第8項）

報告のポイント

- ・前年度4月1日～3月31日までに交付した全ての紙マニフェスト
- ・毎年6月30日までに事業場単位で報告する
- ・様式第三号「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を用いる
- ・当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、産業廃棄物の種類の欄にその旨を記載するとともに、各事項についてそれらに係るものを明らかにする

※様式の入手方法や記載例については、所管の行政機関のホームページを参照してください。

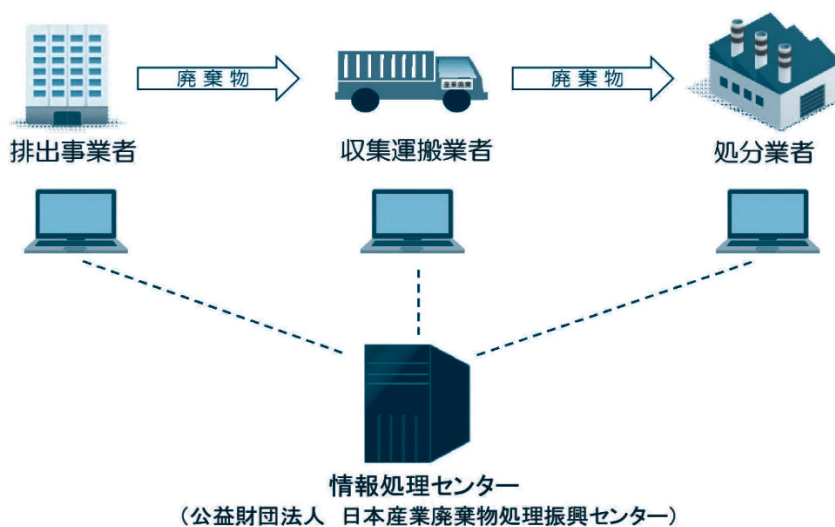


電子マニフェストについて

排出事業者は、紙マニフェストの交付に代えて電子マニフェストを利用することができます。（廃棄物処理法第12条の5）

電子マニフェストシステムは、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。

情報処理センターは、廃棄物処理法第13条の2の規定に基づき、日本産業廃棄物処理振興センターが全国で1つの「情報処理センター」として指定され、電子マニフェストシステムの運営を行っています。



電子マニフェストの利用開始等に関する問合せ先

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 電子マニフェストセンター
TEL 0800-800-9023 (サポートセンター)
ホームページ : <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>

電子マニフェストを使用する場合には、多くのメリットがあります。

- ・マニフェストの必須事項の入力漏れ（記載漏れ）がない。
- ・処理終了確認期限が近づくと排出事業者に注意喚起する機能があるため、確認漏れが防止できる。
- ・マニフェストの偽装がしにくく、不適切なマニフェストの登録・報告を防止できる。

○紙マニフェストと電子マニフェストの運用比較

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
マニフェストの交付・登録	廃棄物を収集運搬業者又は処分業者に引渡してから3日以内（土日・祝日及び年末年始を含めない）にマニフェスト情報を情報処理センターに登録	廃棄物を収集運搬業者又は処分業者に引渡すと同時にマニフェストを交付
処理終了の確認	情報処理センターから運搬終了報告、中間処理終了報告、最終処理終了報告の通知（電子メール等）により確認	○B2票の回収・A票照合により運搬終了を確認 ○D票の回収・A票照合により中間処理終了を確認 ○E票の回収・A票照合により最終処分終了を確認
マニフェストの保存	排出事業者によるマニフェストの保存が不要（情報処理センターがマニフェスト情報を保存）	排出事業者はA票及び収集運搬業者及び処分業者より送付されてきたB2票、D票、E票を5年間保存
産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出	報告が不要（情報処理センターが報告を代行）	毎年6月30日までに事業場単位で報告が必要

Q. 廃棄物管理規定と処理計画について教えてください。

- A. 「廃棄物管理規定」とは、排出事業者の廃棄物管理に対する基本方針と役割分担を明文化するとともに関係者に周知する目的で排出事業者自ら策定するものです。この「廃棄物管理規定」は、その事業場の各担当者が、この管理規定に基づいてそれぞれの分担において廃棄物の処理を実施することで、計画的な廃棄物の処理が可能になります。
- 「処理計画」とは、廃棄物の排出から収集・運搬、中間処理並びに最終処分までの一連の流れを計画的に行うためにそれぞれの立場に応じて策定した計画を言います。法では、都道府県、市町村、廃棄物を多量に排出する多量排出事業者に処理計画策定の義務が課せられています。
- 多量排出事業者以外の排出事業者にあつては、法には、処理計画の策定義務は無いものの自ら策定した「廃棄物管理規定」に基づいて廃棄物の適正な管理を図るため独自に処理計画を策定し、事業所内で発生する廃棄物の種類、発生量等を把握するとともに、廃棄物の発生抑制並びに減量等に努める必要があります。具体的な項目としては、下記の内容等などが考えられます。
- ① 発生する廃棄物の種類、性状、量、発生時期の予想
 - ② 処理・処分方法の決定
 - ③ 保管方法の決定
 - ④ 処分委託予定者の実態調査
 - ⑤ 委託契約の手続き
 - ⑥ マニフェストが返送されない等の不備の場合に備え、適正処理のために講じる措置について

Q. 電子マニフェストの義務化について教えてください。

- A. 平成29年6月に公布された改正廃棄物処理法により、特定の産業廃棄物を多量に排出する事業場を設置している事業者（電子情報処理組織使用義務者）は、令和2年度から紙マニフェストの交付に代えて、電子マニフェストの使用が義務付けられました。
- 義務の対象者は、前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上（PCB廃棄物を除く。）の事業場を設置する事業者（当該事業場から排出される特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に限る。）と省令で定められています。
- また、義務対象者は多量排出事業者として都道府県知事（廃棄物処理法政令市長）に提出する特別管理産業廃棄物処理計画書（様式第二号の十三）の第5面及び特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書（様式第二号の十四）の第1面に「電子情報処理組織の使用に関する事項（情報処理センターへの登録が困難な場合はその旨及び理由）」を記載します。

■ 排出事業者に対する主な罰則について

法第 25 条第1項／内容		5年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又はこの併科	
		条項	行為の内容
5号	措置命令違反	19条の5第1項 19条の6第1項	○生活環境の保全上の支障の除去等のために出された措置命令に違反したとき
6号	委託基準違反	6条の2第6項 12条第5項 12条の2第5項	○排出事業者が、一般廃棄物の運搬又は処分を一般廃棄物収集運搬業者・処分業者その他環境省令で定める者以外の者に委託したとき ○排出事業者が、産業廃棄物の運搬又は処分を産業廃棄物収集運搬業者・処分業者その他環境省令で定める者以外の者に委託したとき ○排出事業者が、特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分業者その他環境省令で定める者以外の者に委託したとき
14号	廃棄物の投棄禁止違反	16条	○廃棄物をみだりに投棄したとき ※廃棄物の投棄禁止違反は、未遂を罰する（25条第2項）
15号	廃棄物の焼却禁止違反	16条の2	○廃棄物を違法に焼却したとき ※廃棄物の焼却禁止違反は、未遂を罰する（25条第2項）
16号	指定有害廃棄物の保管・処理禁止違反	16条の3	○指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分を行ったとき。ただし、次に掲げる場合を除く。 ・指定有害廃棄物の保管、収集、運搬及び処分に関する基準に従って行う保管、収集、運搬又は処分

法第 26 条／内容		3年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金又はこの併科	
		条項	行為の内容
1号	委託基準違反	6条の2第7項 12条第6項 12条の2第6項	○排出事業者が、一般廃棄物の処理の委託の基準に違反して、一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託したとき ○排出事業者が、産業廃棄物の処理の委託の基準に違反して、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託したとき ○排出事業者が、特別管理産業廃棄物の処理の委託の基準に違反して、特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託したとき
2号	業者への改善命令違反	19条の3	○排出事業者が、改善命令に従わなかったとき

法第27条の2／内容		1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	
		条項	行為の内容
1号	排出者管理票交付義務違反 記載義務違反 虚偽記載	12条の3第1項 (15条の4の7第2項での準用含む。)	○排出事業者が、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託し、当該産業廃棄物を引き渡す際に、次のいずれかに該当したとき ・運搬受託者（処分のための委託の場合には、処分受託者。以下同じ）に、管理票を交付しなかったとき ・運搬受託者に、記載すべき事項を記載せずに、管理票を交付したとき ・運搬受託者に、虚偽の記載をして、管理票を交付したとき
5号	管理票保存義務違反	12条の3第2項 12条の3第6項	○管理票交付者が、管理票の写しを交付した日から5年間保存しなかったとき ○管理票交付者が、運搬受託者又は処分受託者から管理票の写しの送付を受けた場合において、当該管理票の写しを5年間保存しなかったとき
9号	電子マニフェスト虚偽登録	12条の5第1項 12条の5第2項	○排出事業者が、電子マニフェストの登録をする場合において虚偽の登録をしたとき
11号	勧告命令違反	12条の6第3項	○排出事業者が、管理票及び電子マニフェストに関して出された措置命令に違反したとき

法第 29 条／内容		6月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	
		条項	行為の内容
1号	事業場外保管の届出義務違反	12条第3項 12条の2第3項	○排出事業者が、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物を事業場に保管する場合の届出（変更）をしなかったとき

法第 30 条第1項／内容		30 万円以下の罰金	
		条項	行為の内容
1号	帳簿備付け・記載・保存義務違反、虚偽記載	12条第13項 12条の2第14項	○次に掲げる事業者が、その廃棄物の処理に関して、帳簿を備えず、5年間せず、又は虚偽の記載をしたとき ・産業廃棄物の自己処理施設を有する事業者 ・排出事業場の外において自ら処分又は再生を行う事業者 ・特別管理産業廃棄物を生ずる事業者
5号	処理責任者・管理責任者設置義務違反	12条第8項 12条の2第8項	○廃棄物の自己処理施設を有する事業者が、事業場ごとに、産業廃棄物処理責任者を置かなかったとき ○特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を有する事業者が、事業場ごとに、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなかったとき
7号	報告拒否、虚偽報告	18条第1項	○事業者が求められた報告をせず又は虚偽の報告をしたとき
8号	立入検査の拒否・妨害・忌避	19条第1項 19条第2項	○廃棄物を輸出入する者及び事業者等に関し、職員の行う立入検査若しくは収去に対して拒否、妨害、忌避した者

法第 32 条／内容	罰則に係る行為者	罰則に係る行為者の行為内容	雇い主である法人又は人の罰の内容
法人に係る両罰規定	○法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者	○業務に関し、25条第1項第1号から第4号まで、第12号、第14号若しくは第15号又は第2項に該当する違反行為をしたとき	3億円以下の罰金
		○業務に関し、25条第1項（第1号から第4号まで、第12号、第14号及び第15号を除く。）、26条、27条、27条の2、28条第2号、29条又は30条に該当する違反行為をしたとき	それぞれの規定で定める罰金
人に係る両罰規定	○人の代理人、使用人その他の従業者	○業務に関し、25条、26条、27条、27条の2、28条第2号、29条又は30条に該当する違反行為をしたとき	それぞれの規定で定める罰金

法第 33 条／内容		20万円以下の過料	
		条項	行為の内容
1号	非常災害時事業場外保管届出義務違反	12条第4項 12条の2第4項	○非常災害のために産業廃棄物を事業場外に保管した場合、14日以内に都道府県知事に届出をせず、又は虚偽の届出をした者 ○非常災害のために特別管理産業廃棄物を事業場外に保管した場合、14日以内に都道府県知事に届出をせず、又は虚偽の届出をした者
2号	多量排出事業者の処理計画提出義務違反、虚偽記載	12条第9項 12条の2第10項	○多量排出事業者が、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を都道府県知事に提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき ○多量排出事業者が、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を都道府県知事に提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき
3号	多量排出事業者の実施状況報告義務違反、虚偽記載	12条第10項 12条の2第11項	○多量排出事業者が、実施状況について、都道府県知事に報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

■ 廃棄物自主管理事業について

1 事業の目的等

神奈川県と横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市（以下「県及び政令市」といいます。）は協働して、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を発生させる事業場を設置している事業者が行う廃棄物発生抑制、再生利用、減量化及び適正処理に向けた自主的な取組を促進するため、平成8年度から「廃棄物自主管理事業」を進めてきました。

平成13年4月に法が改正施行され、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（以下「処理計画」といいます。）及び処理計画に対する実施状況の報告（以下「実施状況報告」といいます。）の作成等が義務づけられたことから、県及び政令市では事業内容を見直し、引き続き、廃棄物自主管理事業を進めています。

本事業では、法の処理計画及び実施状況報告のほか、県及び政令市で定めた廃棄物自主管理計画（状況）報告書について、県内の産業廃棄物の処理状況の集計・分析を行って廃棄物減量化等の取組状況を取りまとめ、その結果を事業者の皆様へ情報提供しています。

2 事業の概要

(1) 産業廃棄物の処理計画及び実施状況報告の充実と適切な処理の促進

県及び政令市では、自主管理事業参加事業者の皆様に対し、産業廃棄物の処理計画及び実施状況報告の充実と適切な実施を呼びかけています。

(2) 廃棄物自主管理計画（状況）報告書の提出

事業者の皆様へ、廃棄物減量化等に向けた取組項目について自己評価していただき、業種別、事業規模別の傾向などを取りまとめるとともに各事業者の取組状況や廃棄物発生量の業界別平均データとの比較等を行った情報を提供しています。

(3) 事業者に対する情報提供

廃棄物減量化等に向けた取組の参考としていただくため、事業者の皆様から提出された報告書等の集計結果や、他社の取組事例等を情報提供しています。

3 対象事業者

廃棄物自主管理事業で対象となる事業者は、次のとおりです。

- ◎ 前年度の事業場の産業廃棄物の発生量が800トン以上の事業者の方
- ◎ 前年度の事業場の特別管理産業廃棄物の発生量が40トン以上の事業者の方
- ◎ 本事業に参加を希望する事業者の方

なお、本事業には、排出量に関わらず、どなたでも参加していただくことができます。

詳細につきましては、神奈川県のホームページを参照してください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/f94/>

＜廃棄物自主管理事業の流れ＞

対象事業者・提出（報告）書類

県・横浜市・川崎市
相模原市・横須賀市

（法定多量排出事業者）

- 前年度の産業廃棄物発生量が1,000トン（特別管理産業廃棄物にあっては、発生量が50トン）以上である事業場を設置している事業者

（提出・報告書類）

- 産業廃棄物処理計画書
 - 産業廃棄物処理計画実施状況報告書
 - 廃棄物自主管理計画（状況）報告書
- ※特別管理産業廃棄物の場合は、それぞれ「産業廃棄物」を「特別管理産業廃棄物」に読みかえます。

（法定以外の参加事業者）

- 前年度の産業廃棄物発生量が1,000トン（特別管理産業廃棄物にあっては、発生量が50トン）未満である事業場を設置している事業者

（提出・報告書類）

- 産業廃棄物処理計画書
 - 産業廃棄物処理計画実施状況報告書
 - 廃棄物自主管理計画（状況）報告書
- ※特別管理産業廃棄物の場合は、それぞれ「産業廃棄物」を「特別管理産業廃棄物」に読みかえます。

※提出（報告）期限は、毎年 6 月 30 日

提出・報告

情報提供

- 集計・分析
 - 取組事例収集
 - 説明会の実施
 - パンフレット等の作成
 - ホームページによる報告書等の作成支援
- 等

法に基づき法定多量排出事業者からの提出・報告書類について
インターネットによる公表

- …法に定められた書類
- …県と政令市が独自に定めた書類
- あわせて県又は政令市に提出・報告

産業廃棄物の排出抑制の推進

関係団体

産業廃棄物	(公社) 神奈川県産業資源循環協会 〒231-0023 横浜市中区山下町1 シルクセンター2階 TEL 045-681-2989	<ul style="list-style-type: none"> ・業者紹介 ・マニフェスト販売 ・処理業者の許可講習会申込み ・特管責任者の講習会申込み
電子マニフェスト	(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター 電子マニフェストセンター 〒102-0084 東京都千代田区二番町3 番地 麹町スクエア7 階 TEL 03-5275-7113 FAX 03-5275-7112 ホームページ https://www.jwnet.or.jp/index.html	<ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェストへの加入
資源回収業者の団体	神奈川県資源回収商業協同組合 〒220-0023 横浜市西区平沼 1-40-17 モンテベルデ横浜 311 号 TEL 045-313-6100	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル化証明書一次審査 ・リサイクル化証明書販売 ・企業団体よりの業者紹介
高濃度 PCB 廃棄物	中間貯蔵・環境安全事業(株) (JESCO) 〒105-0014 東京都港区芝 1-7-17 住友不動産芝ビル3号館3階 TEL 03-5765-1935	<ul style="list-style-type: none"> ・登録等についての問合せ
アスベスト廃棄物	(一社) JATI協会 〒108-0014 東京都港区芝 5-15-5 泉ビル TEL 03-5765-2381	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に使用された石綿製品を安全に処理する技術とその情報についての問合せ
	神奈川労働局 健康課(各労働基準監督署) 〒231-8434 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎8階 TEL 045-211-7353	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者のアスベストによる健康被害の防止対策についての問合せ

国(環境省)

環境省(環境再生・資源循環局 廃棄物規制課) 〒110-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎5号館 TEL 03-3581-33511 (代表)	
環境省 関東地方環境事務所 〒330-9720 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階 TEL 048-600-0516 FAX 048-600-0517	廃棄物の輸出入確認等 広域認定 再生利用認定

この冊子は、神奈川県と横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市が協働して実施している廃棄物自主管理事業の一環として作成しました。

■廃棄物自主管理事業■

神奈川県と横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市は協働して、廃棄物の発生そのものを抑制するという視点から、県内の事業者の方々が行う廃棄物発生抑制、再生利用、減量化及び適正処理に向けた取組みを促進するため、廃棄物自主管理事業を実施しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/f94/>

所 管 の 行 政 機 関

事業場の所在地		行政機関名及び連絡先
神奈川県	地域県政総合センター所管区域の全域	神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 (県庁新庁舎 4F) TEL 045-210-1111 (代) FAX 045-210-8847
	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	横須賀三浦地域県政総合センター環境部 〒238-0006 横須賀市日の出町 2-9-19 (県横須賀合同庁舎) TEL 046-823-0210 (代) FAX 046-824-2459
	厚木市、大和市、海老名市、 座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	県央地域県政総合センター環境部 〒243-0004 厚木市水引 2-3-1 (県厚木合同庁舎) TEL 046-224-1111 (代) FAX 046-225-5218
	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、 秦野市、伊勢原市、寒川町、 大磯町、二宮町	湘南地域県政総合センター環境部 〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1 (県平塚合同庁舎) TEL 0463-22-2711 (代) FAX 0463-24-3608
	小田原市、箱根町、真鶴町、 湯河原町、南足柄市、中井町、 大井町、松田町、山北町、開成町	県西地域県政総合センター環境部 〒250-0042 小田原市荻窪 350-1 (県小田原合同庁舎) TEL 0465-32-8000 (代) FAX 0465-32-8111
横浜市	横浜市資源循環局事業系対策部産業廃棄物対策課 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 (横浜市庁舎 23F) TEL 045-671-2513 ~ 4 FAX 045-651-6805	
川崎市	川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 (川崎市役所第 3 庁舎 16F) TEL 044-200-2581 FAX 044-200-3923	
相模原市	相模原市環境経済局廃棄物指導課 〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 (相模原市役所本館 5F) TEL 042-769-8358 FAX 042-769-4445	
横須賀市	横須賀市環境部廃棄物対策課 〒238-8550 横須賀市小川町 11 (横須賀市役所 1 号館 5F) TEL 046-822-8523 FAX 046-823-0865	

令和 5 年 4 月

